

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する 作業部会」の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府は2024年3月26日、「第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」を開催しました。

■内閣官房HP 第2回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai2/index.html

※当作業部会は非公開につき、当メルマガは内閣官房HPに掲載された資料を基に記載しております。

1、資料1「企業年金・GPIFの資産運用の状況について」（厚生労働省） （内閣官房HP掲載資料を基に記載）

<企業年金の取り組み>

○確定給付企業年金（DB）の資産運用方針

- ・一般的な義務（善管注意義務・忠実義務）
- ・基本的な留意事項（分散投資義務・資産構成の重視）
- ・運用に係るDBの主な責任（運用の基本方針の策定）

○確定給付企業年金（DB）の一般的な運用体制

○確定給付企業年金（DB）の外部委託運用・人材確保

- ・運用に係るDBの主な責任（運用受託機関の選任・運用コンサルタント等の利用）

○確定給付企業年金（DB）の資産運用の高度化・責任投資活動に係る取組み（企業年金連合会による支援事業）

- ・資産運用に係る人材育成・情報提供
- ・スチュワードシップ活動の協働モニタリング

○確定給付企業年金（DB）の運用に係る情報提供・開示

- ・現行法上、事業主等は、確定給付企業年金（DB）の業務概況について加入者に周知しなければならない。
- ・これに加え、資産運用立国実現プランを踏まえ、他社と比較できる情報開示について、具体的な方策を厚生労働省の審議会等で検討している。

○確定給付企業年金（DB）の健全性の確保（財政検証（決算）・財政再計算）

< GPIF の取組み >

ガバナンス、執行体制、資産運用の高度化の取組み 等

2、資料2「国家公務員共済組合連合会（KKR）の積立金の管理運用」（財務省）

資料3「地方公務員共済（地共済）の積立金の管理運用に係る実態」（総務省）

資料4「私立学校教職員共済（私学共済）の積立金の管理運用に係る実態」（文部科学省）

（内閣官房HP掲載資料を基に記載）

各共済事業の概要、運用体制・リスク管理体制、情報開示 等

3、資料5「本日の主な論点」（内閣官房HP掲載資料を基に記載）

アセットオーナーに共通する原則を検討するにあたり、以下の点をどのように考えるか。

○前回ご指摘のあった「受益者等に適切に運用の成果をもたらす等の責任」（受託者責任）を柱に据えた上で、これを実現するために、どのような各論が考えられるか。その際、規模や市場における地位等に照らして、取り組むべき課題や求められる体制にどのような差があるか。

（例）

- ①運用目的の明確化や運用目標の設定、運用方針の策定（基本ポートフォリオの設定等）
- ②人材確保等の体制整備

- ・運用目標の達成、運用方針の実施に必要な人材確保、機能する体制の構築
 - ・必要に応じた外部人材の登用や外部組織（金融機関やコンサルタント、OCIO、その他）の活用
- ③運用委託先・運用方法の選定・リスク管理
- ・運用委託先の適切な選定（金融グループとの取引関係に左右されることの防止等の利益相反管理）
 - ・新興運用業者を単に業歴のみによって排除しない対応
 - ・運用方法の選定における対象資産の分散や流動性等の考慮、運用資産の分別管理を含む適切なリスク管理
- ④関係者のための見える化
- ・アセットオーナーの特性やステークホルダーに応じて必要な関係者への情報提供の実施
- ⑤投資先企業の持続的成長に資するような積極的な働きかけ
- ・投資先企業との建設的な対話の実施（日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応等）
 - ・ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合の、サステナビリティ投資の実施
- アセットオーナー・プリンシプルを策定した後、各アセットオーナーによるプリンシプルの活用や運用力の高度化を後押しする上で、プリンシプルの周知のほか、どのような取組みが考えられるか。

※当作業部会は非公開につき、次回開催日、議題等は不明。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202403-170-0005-D